

～給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント～

平成27年10月

奈良県人事委員会

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）
- 4 民間給与との較差に基づく給与改定
- 5 給与改定内容
- 6 モデル給与例
- 7 最近の給与勧告の実施状況

1 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告の対象となっているのは、給与条例の各給料表適用者15,180人(再任用職員等を除く)であり、昨年より141人の減となっています(行政職については、3,497人で昨年より44人の減)。

また、対象職員の平均年齢は42.3歳で、昨年より0.5歳低下となっています(行政職については、昨年より0.2歳低下)。

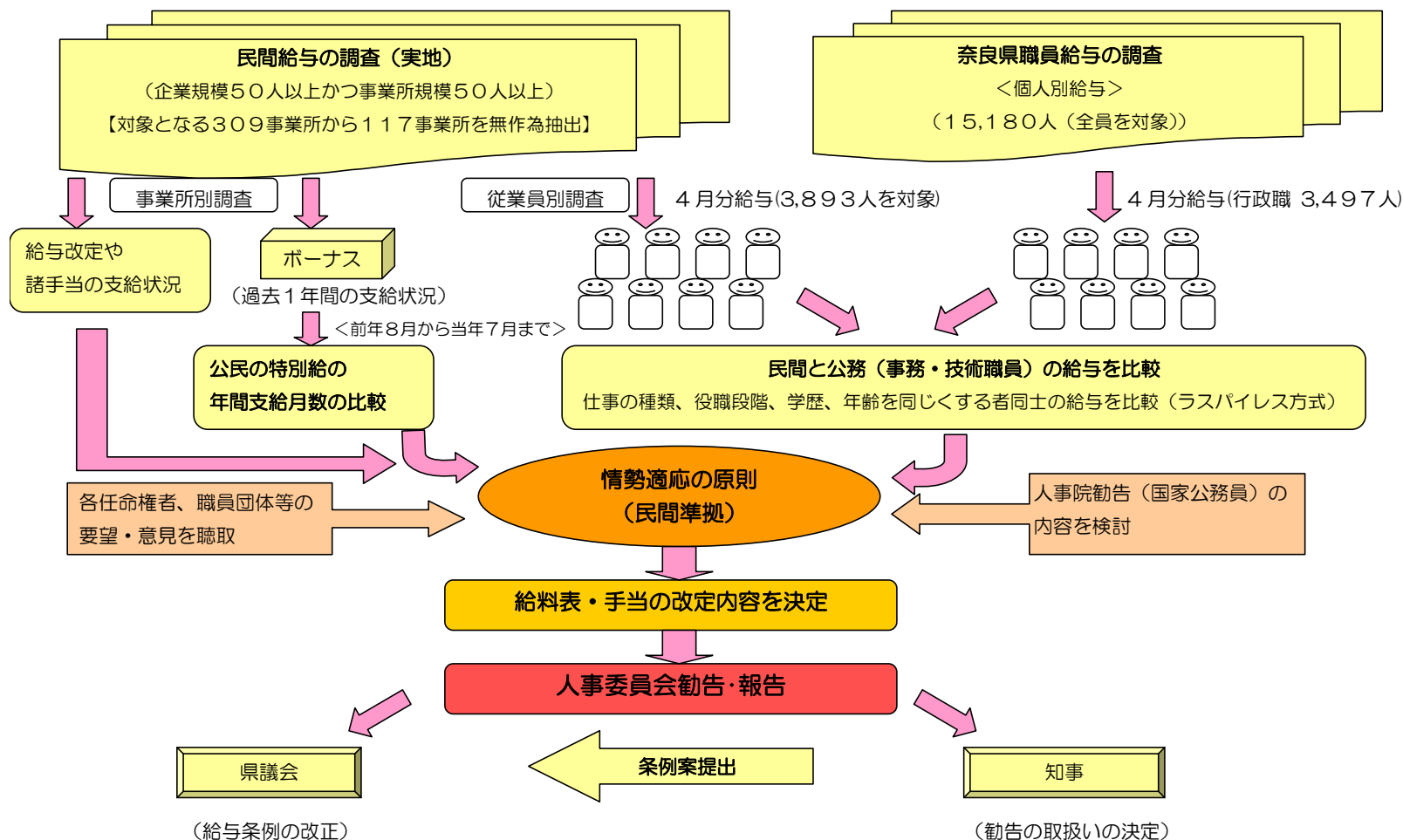
	職員数(人)			平均年齢(歳)		
	H27年4月	H26年4月	増減	H27年4月	H26年4月	増減
全職種	15,180	15,321	△ 141	42.3	42.8	△ 0.5
行政	3,497	3,541	△ 44	43.0	43.2	△ 0.2
公安	2,445	2,429	16	38.5	38.6	△ 0.1
教育(一)	-	29	-	-	49.3	-
教育(二)	2,388	2,417	△ 29	45.7	46.0	△ 0.3
教育(三)	6,209	6,271	△ 62	42.2	42.9	△ 0.7
教育(四)	9	9	0	46.2	46.0	0.2
研究	195	189	6	43.0	42.9	0.1
医療(一)	44	40	4	42.1	41.8	0.3
医療(二)	152	154	△ 2	46.2	46.0	0.2
医療(三)	199	199	0	38.2	38.6	△ 0.4
福祉	40	42	△ 2	45.4	45.1	0.3
任期研究	2	1	1	35.3	-	-

(平成27年4月1日現在)

2 給与勧告の手順

奈良県人事委員会では、公民給与の比較の基礎とするため、奈良県職員と民間の給与を調査しています。その結果に基づいて、公民の4月分の給与（月例給）を精密に比較して得られた公民の給与較差を解消することを基本に勧告を行っています。

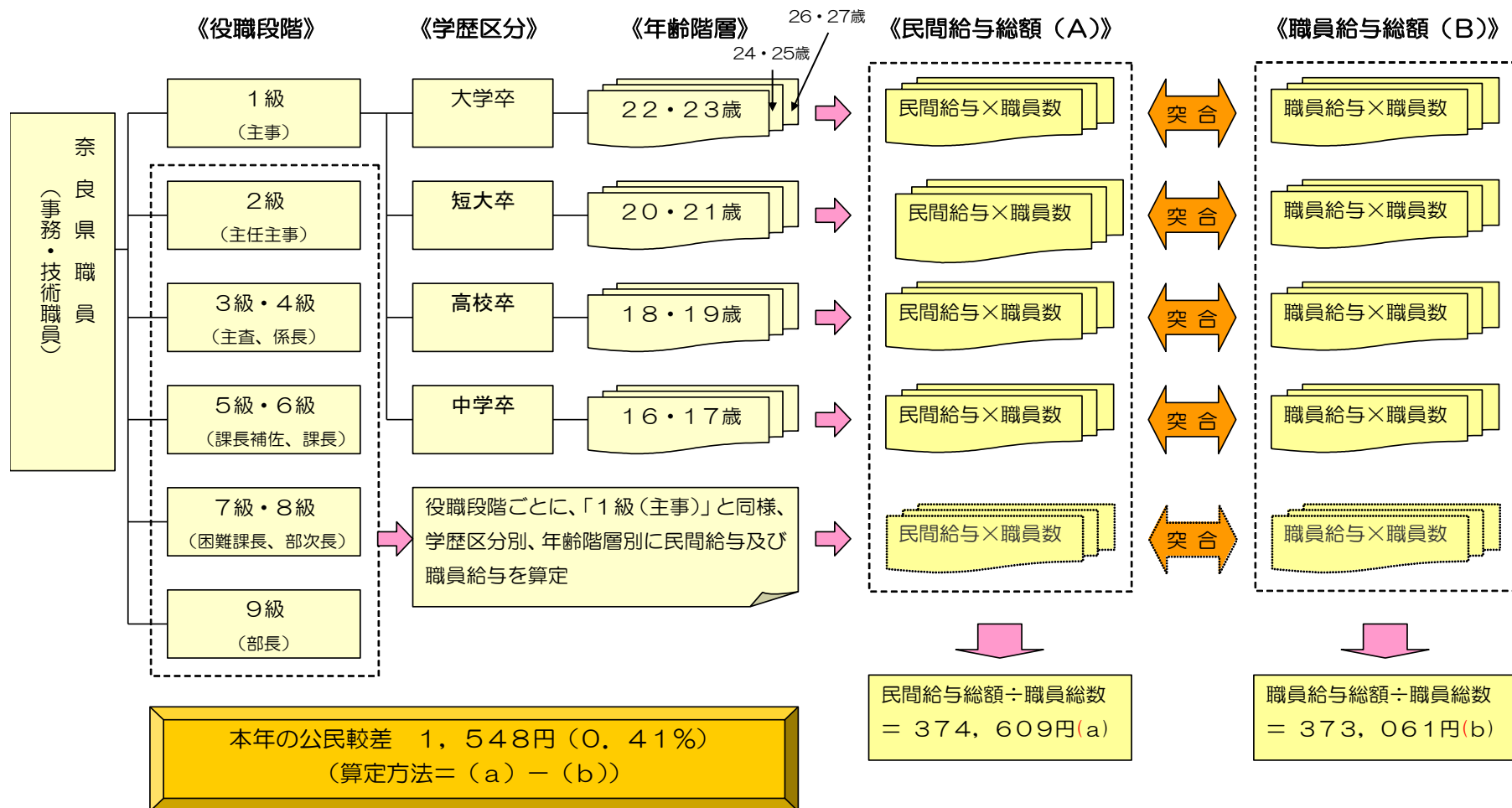
また、特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、その結果得られた年間支給割合に奈良県職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の奈良県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度差があるかを算出しています。

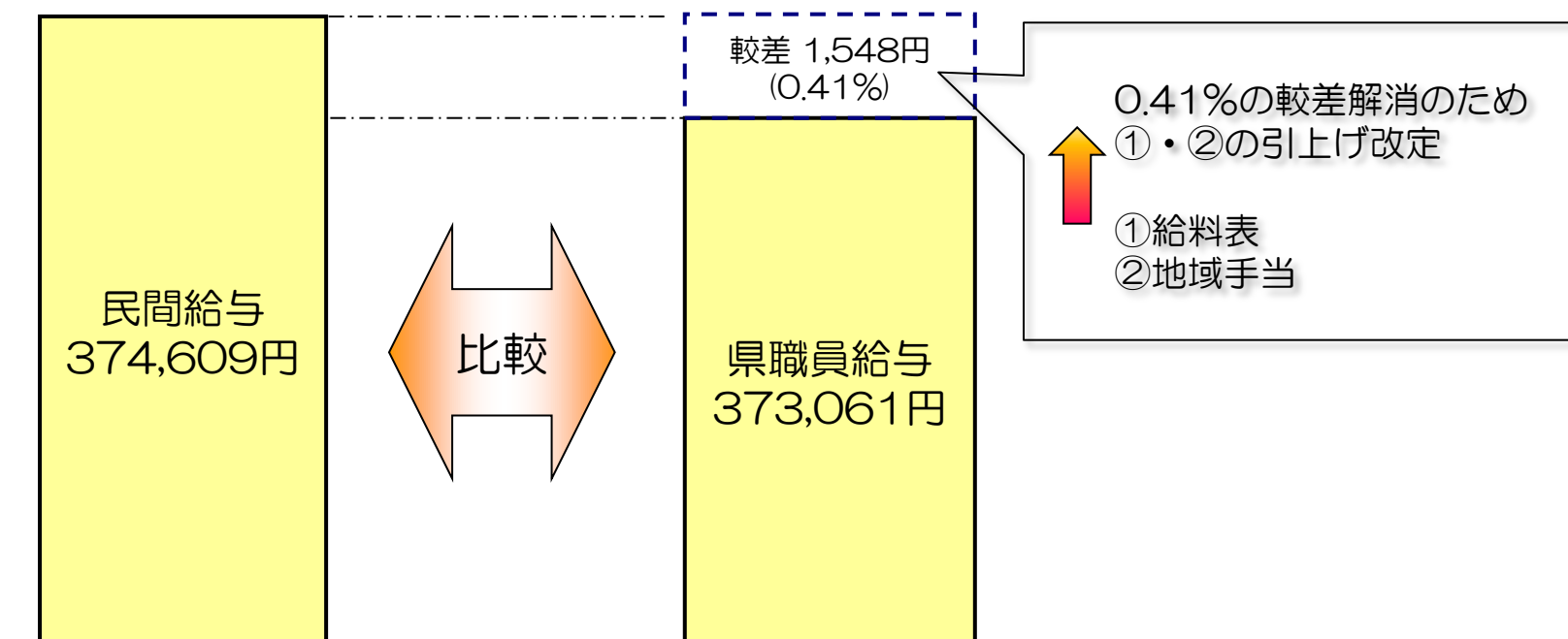
具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴区分、年齢階層別の奈良県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに奈良県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



4 民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との較差を解消するため、以下のとおり月例給与の改定を行うこととしました。

【月例給与の公民較差】



5 給与改定内容

本年の給与改定

1 給料表

人事院勧告に準拠することを基本に改定

民間との間で相当の差が生じている初任給を引上げ（行政職給料表で2,500円）

若年層についても同程度の改定（平均改定率0.4%）

2 地域手当

給与制度の総合的見直しにおいて平成28年度に予定していた引上げ改定の部分的前倒しにより、一律0.5%引上げ

3 初任給調整手当

医療職給料表(一)の改定状況を勘案し所要の改定

4 期末・勤勉手当

民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.10月分引上げ 4.10月→4.20月分

引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分

5 実施時期

給料表、地域手当及び初任給調整手当：平成27年4月1日

勤勉手当：平成27年12月1日

その他検討すべき事項

◇ 配偶者に係る扶養手当

民間企業における配偶者手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、見直しの検討が必要

◇ 自動車等を使用する職員に係る通勤手当

職員の現行の手当額が民間における支給額を下回っている距離区分があることや国及び他の都道府県の動向を踏まえ、引き続き取扱いの検討が必要

平成28年度の給与改定

◇ 単身赴任手当

給与制度の総合的見直しとしての単身赴任手当の引上げについて、民間の支給実態や国の改定状況等を踏まえた見直しであることから、国に準じて平成28年4月1日から、基礎額は30,000円、加算額の限度は70,000円にそれぞれ引上げ

6 モデル給与例

区分	年齢	家族構成	勧告前		勧告後		年間給与額の差 (円)
			月額 (円)	年間給与 (円)	月額 (円)	年間給与 (円)	
主 事 (高卒新採)	18歳	独 身	153,825	2,472,000	157,195	2,542,000	70,000
主 事 (大卒新採)	22歳	独 身	189,840	3,051,000	193,381	3,127,000	76,000
主 事	25歳	独 身	208,635	3,353,000	212,266	3,432,000	79,000
主任主事	30歳	配偶者	265,230	4,242,000	268,181	4,315,000	73,000
主 査	35歳	配偶者、子1人	327,915	5,302,000	330,742	5,380,000	78,000
主 査	40歳	配偶者、子2人	383,040	6,260,000	386,024	6,348,000	88,000
係 長	45歳	配偶者、子2人	410,130	6,706,000	413,243	6,800,000	94,000
課長補佐	50歳	配偶者、子2人	436,905	7,138,000	440,146	7,236,000	98,000
課 長	—	配偶者、子1人	529,725	8,406,000	533,408	8,514,000	108,000
部次長	—	配偶者	603,960	9,909,000	607,996	10,040,000	131,000
部 長	—	配偶者	679,455	11,185,000	683,851	11,332,000	147,000

(注) 1. 給与月額欄は、特例条例による給与減額措置がないものとした場合で算出。

2. モデル給与例の給与月額は、給料、扶養手当、管理職手当及び地域手当（下記参照）を基礎に算出。

○ 地 域 手 当 ： 本庁勤務（勧告前：5.0%、勧告後：5.5%）

○ 管理職手当 ： 課長（76,700円）、部次長（103,700円）、部長（128,900円）

7 最近の給与勧告の実施状況

県職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いていましたが、本年は、2年連続で年間給与が増額となりました。

年	改定内容 “+”が改定 “▲”が引改定 “-”が改定なし		公 民 較 差		改 定 後		すき枠 円	特別給			平均年間給与		備 考
	月例給	特別給	額 円	率 %	額 円	率 %		改定前 月	改定後 月	差 月	額 円	率 %	
27	+	+	1,548	0.41	1,546	0.41	2	4.10	4.20	0.10	63,000	1.0	・月例給、特別給ともに2年連続の引上げ改定
26	+	+	892	0.23	875	0.23	17	3.95	4.10	0.15	72,000	1.2	・月例給、特別給ともに7年振りの引上げ改定 ・平成27年度以降給与と制度の総合的見直し
25	－	－	48	0.01	0	0.00	48	3.95	3.95	0.00	0	0.0	・2年連続、月例給・特別給とも改定見送り (特別給改定見送りは3年連続)
24	－	－	▲135	▲0.04	0	0.00	▲135	3.95	3.95	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り (特別給改定見送りは2年連続)
23	▲	－	▲952	▲0.25	▲1,154	▲0.30	202	3.95	3.95	0.00	▲19,000	▲0.3	・月例給は3年連続引下げ ・特別給は3年ぶりの改定見送り
22	▲	▲	▲383	▲0.10	▲402	▲0.10	19	4.15	3.95	▲0.20	▲88,000	▲1.4	・2年連続、月例給、特別給ともに引下げ (同時引下げは、2年連続4度目(H14、15、21、22)) ・特別給が4.0月を下回ったのは、昭和38年の3.9月以来、47年ぶり
21	▲	▲	▲1,161	▲0.29	▲1,130	▲0.28	▲31	4.50	4.15	▲0.35	▲163,000	▲2.4	・4年振りに月例給の引下げ改定 ・特別給は6年振りに引下げ改定 (過去最大の0.35月引下げ改定)
20	－	－	293	0.07	0	0.00	293	4.50	4.50	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り
19	+	+	1,308	0.32	1,302	0.31	6	4.45	4.50	0.05	42,000	0.6	・6年振りに月例給の引上げ改定 ・特別給は0.05月の引上げ改定
18	－	－	▲272	▲0.07	0	0.00	▲272	4.45	4.45	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り
17	▲	+	▲1,798	▲0.43	▲1,475	▲0.36	▲323	4.40	4.45	0.05	▲3,000	▲0.04	・2年振りに月例給の引下げ改定 ・特別給は0.05月の引上げ改定 ・平成18年度以降給与と構造の見直し
16	－	－	▲147	▲0.04	0	0.00	▲147	4.40	4.40	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り ・6年振りに年間給与が前年水準を維持
15	▲	▲	▲4,519	▲1.08	▲4,517	▲1.08	▲2	4.65	4.40	▲0.25	▲184,000	▲2.6	・5年連続年間給与の減少(過去最大) ・2年連続のマイナス勧告
14	▲	▲	▲8,627	▲2.04	▲8,605	▲2.04	▲22	4.70	4.65	▲0.05	▲171,000	▲2.4	・4年連続年間給与の減少 ・給与勧告制度創設以来初のマイナス勧告
13	+	▲	299	0.07	299	0.07	0	4.75	4.70	▲0.05	▲18,000	▲0.3	・3年連続年間給与の減少 ・特例一時金
12	+	▲	499	0.12	491	0.12	8	4.95	4.75	▲0.20	▲77,000	▲1.1	・2年連続年間給与の減少
11	+	▲	1,019	0.25	957	0.24	62	5.25	4.95	▲0.30	▲105,000	▲1.5	(この当時、特別給の下げ幅0.30月は過去最大)